

## 奈良県選挙管理委員会告示第三十二号

選挙関係事務執行規程（昭和四十四年十一月奈良県選挙管理委員会告示第三十号）の一部を次のように改正する。

平成三十年十一月二日

奈良県選挙管理委員会

委員長 中 川 清 孝

第十七条の二中「第二号又は第三号」を「から第四号まで」に改める。

第十七条の五第一項中「第二号又は第三号」を「から第四号まで」に、「はる」を「貼る」に改め、同条第二項中「第二号又は第三号」を「から第四号まで」に改める。第十七条の六第一項中「はる」を「貼る」に改め、同条第二項中「第二号又は第三号」を「から第四号まで」に改める。

別記第十号様式その一の二（ビラの作成）、別記第十一号様式その一の二（ビラ作成枚数）及び別記第十一号様式の二その一の二（ビラ作成枚数）中「奈良県知事選挙」を「可選区（可選区）」に改める。

別記第十一号様式の三の二中「奈良県知事選挙」を「可選区（可選区）」に、「145,000枚」を「知事選挙の場合 130,000枚 県の議会議員選挙の場合 16,000枚」に改める。

別記第十一号様式の五その一の二（ビラの作成）中「奈良県知事選挙」を「可選区（可選区）」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成三十一年三月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の選挙関係事務執行規程の規定は、この規程の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この規程の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。